

新屋行政区運営規約

令和8年3月改正案

(令和8年3月改正)

みよし市新屋行政区

新屋行政区運営規約

(名称及び所在地)

第1条 この区の名称を新屋行政区（以下「区」という。）と称し、事務所の所在地は、みよし市三好町池ノ原1番地21に置く。

(目的)

第2条 この規約は、区の運営に必要な事項を定め、区の公正かつ円滑な運営と自治の確立を図り、もって区民の生活の向上に資することを目的とする。

(組織)

第3条 区の組織は、新屋行政区内に居住する世帯（以下「区民」という。）で構成する。

2 この区を分けて組を作り、代表者として組長を置く。

3 アパート居住者は、原則として家主の管理下とするが、家主が区内に不在等の特別の理由がある場合においては、居住者の中より代表者を選任して家主の代行を行うことができる。

(役員)

第4条 区に次の役員を置く。

(1) 区長 1名 副区長 1名 副区長補佐 1名 会計 1名

(2) 区議員 16名（区議員より、正・副区議会議長、会議録書記を選出する。）

(3) 相談役 1名

(4) 会計監査員 2名以内

(職務)

第5条 区長は、区における業務全般を掌理し、区を代表する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副区長補佐は、区長及び副区長を補佐し、副区長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 会計は、経理会計事務を担当する。

5 議長は、区長の要請に応え、区長提出の案件を審議にかけ議決する。

6 会議録書記は、会議に際し、議事録簿に所要事項を記入し、署名押印のうえ、議長の承認を受け、区長に提出する。

7 区議員は、民意を尊重し、区長招集に応じ議案を審議し決議する。

8 相談役は、区運営に関し、助言及び提案を行う。

9 組長は、組内区民の親睦を図り、組の代表として代議員となり、区長からの招集があるときは出席して、諸連絡を掌るものとする。

10 会計監査員は、執行状況及び経理について監査を行う。

(選挙及び選出)

第6条 区役員（副区長、副区長補佐、会計、区議員）・相談役・代議員・会計監査員の選挙及び選出方法は、別表1のとおりとする。ただし、半年以上の残任期間を残し、区役員の死亡、失踪、長期療養及び家族の長期の介護を要することが生じたとき並びに当該役員の選出に伴い役員の欠員が生じたときは、当該役員の選出を行うことができるものとする。

2 選挙は、2月中の土曜日又は日曜日に行うものとする。

(任期)

第7条 区役員(区長、副区長、副区長補佐、会計)及び相談役の任期は、1年とし、再任の制限は、別表2の通りとする。

2 区議員の任期は、2年とし、毎年その半数を改選する。再任の制限は、別表2のとおりとする。

3 前条第1項ただし書で選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員総会)

第8条 代議員総会(以下「総会」という。)は、年1回開催するものとする。

2 開催に伴う代議員の招集は、区長が行い、代議員の3分の2の出席がなければ、開催できないものとする。

3 付議された議案の議決は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 区長は、区議員会に諮り、臨時総会を開催することができる。

5 総会で、区総会に替えることとするが、必要があれば総寄り総会を開催することができるものとする。

(総会の決議事項)

第9条 総会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 区の事業計画案及び予算案に関すること。
- (2) 区の事業報告及び決算案に関すること。
- (3) 区有財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (4) 本規約の改廃に関すること。

(区議員会の構成)

第10条 区議員会は、区長、副区長、副区長補佐、会計、区議員及び相談役で構成する。

(区議員会の招集)

第11条 区議員会は、区長が招集する。

2 区議員の過半数の者から請求があったときは、この会を招集し開催しなければならない。

(区議員会)

第12条 区議員会は、区長が招集し、区議員の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区議員会の決議事項)

第13条 区議員会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 区の事業計画案及び予算案に関すること。
- (2) 区の事業報告及び決算案に関すること。
- (3) 区有財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (4) 区有施設の維持管理に関すること。
- (5) 本規約の改廃案に関すること。
- (6) 第6条第1項ただし書に関すること。
- (7) その他、区の運営上必要と認められる事項に関すること。

(議事録作成保存)

第14条 区長は、議事録を永久保存し、後日の証としなくてはならない。

(会計監査員)

第15条 会計監査員は、議事録、業務執行状況及び区の会計事務業務の適正を期するため、適時に会計監査を行い、その結果を代議員総会に報告しなくてはならない。

(区の経費)

第16条 区の経費は、区費、協力費、財産収益金、市補助金、その他でまかなう。

2 区費、協力費の徴収方法については、別表3に定める。

(会計年度)

第17条 区の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(顧問及び特別委員会の設置)

第18条 区長は、必要に応じて区に顧問及び特別委員会を置くことができる。

(雑 則)

第19条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、区議員会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、平成2年1月1日から施行する。ただし、平成2年度の役員選出選挙については、平成元年12月24日に行うものとする。

附 則

この規約は、平成8年1月1日から施行する。ただし、平成8年度の役員選出選挙については、この規約の区割、各区割の定数に基づき平成7年12月中に行うものとする。

附 則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年度の役員選出選挙については、この規約の区割、各区割の定数に基づき、平成12年2月中に行うものとする。

2 平成12年度のみ区議員の任期については、以下の選挙区を1期1ヶ年とする。

(1-1, 1-2組) (2, 3組) (5-1, 5-2, 町営組)

(7-1, 7-2, 7-3組) (10-1, 10-2, 10-3組)

(13-1, 13-2組) (16, 17組) の7選挙区・7名

3 平成11年会計年度については、15ヶ月とする。

附 則

この規約は、平成16年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月4日から施行する。

附 則 (平成18年4月2日)

この規約は、平成18年4月3日から施行する。

附 則 (平成22年4月11日)

この規約は、平成22年4月11日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月3日)

(施行期日等)

1 この規約は、平成23年4月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、改正後の規約第4条から第7条、第10条、別表1及び別表2における役員の職名に

については、平成24年3月31日までは、適用しない。

(四役選挙)

- 2 この規約の改正後の最初の役員選挙は、区長、副区長、副区長補佐及び会計の4名を選出する選挙とする。

(経過規定)

- 3 この規約の施行の際従前に区長代理の職を選出された者については、改正後の規約において副区長補佐の職に選出されたものとみなす。

附 則 (平成24年3月25日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月5日)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月13日)

この規約は、平成31年4月15日から施行する。

附 則 (令和2年3月28日)

この規約は、令和2年3月28日から施行し、改正後の新屋行政区運営規約は令和元年7月27日から適用する。

附 則 (令和2年3月28日)

この規約は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月27日)

- 1 この規約は、砂後川右岸の宅地の想定戸数が令和4年10月で119戸と想定されるため、22-1、22-2組を新設、令和4年1月1日から施行する。

- 2 この規約改正後の令和4年2月の役員選挙にて区議員を1名選出し、第16選挙区とする。この規約は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月25日)

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月30日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月28日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (選挙)

職 名	定数	選 出 方 法 並 び に 内 規				選 出 時 期
区 長	1名	* 前年度の副区長を充てるものとする。				当年2月
副 区 長	1名	区民の総選挙 (投票所・新屋児童館)				
副区長補佐	1名					
会 計	1名					
区 議 員	16名	選 挙 区	定 数	選 挙 区	定 数	当年2月 選挙区 選挙年区分
		1-1.1-2組	1名	10-4組	1名	
		1-3.1-4.1-5組	1名	11-1.11-2.12組	1名	
		2.3組	1名	13-1.13-2.13-3組	1名	
		4組	1名	14-1.14-2.15組	1名	
		5-1.5-2組	1名	16.17組	1名	
		6.8組	1名	18.19組	1名	
		7-1.7-2.7-3組	1名	20.21組	1名	
		9-1.9-2.9-3.9-4組	1名	22-1.22-2.22-3組	1名	
		10-1.10-2.10-3組		計 16名		
ただし、選挙区の区割及び各区割の定数については、区議員会で決定できるものとする。						
* 区民の総選挙 (投票所・新屋児童館) * 議長及び会議録書記は、区議員の中より互選により選出する。						
相 談 役	1名	* 前年度の区長を充てるものとする。				当年2月
代 議 員	各組 1名	当年度組長 1名				当年2月
		組長が代議員になることを原則とするが、特別な事情が有る場合は、組の責任において選出するものとする。				
会計監査員	2名以内	* 会計監査員は、当年度の2・3年前年度の区長を充てるものとする。ただし、第6条第1項、ただし書に該当する場合は、第13条に基づき区議員会で決定するものとする。				当年2月

別表 2 (再選の制限)

職名	制 限	
区 長	一代1回限り	翌年度相談役で残り、それ以後区議員を免ずる。
副 区 長	一代1回限り	翌年度区長となる。
副区長補佐	一代1回限り	翌年度は区議員の資格を有しない。
会 計	一代1回限り	翌年度は区議員の資格を有しない。
区 議 員	一期2年	一期2年務めた者は、次の4年間は区議員の資格を有しない。

別表 3 (区費、協力費の徴収)

項 目	内 訳				
	費 目	名 称	徴 収 年 額		
徴収区分	区 費	持 家	12,000 円		
	協力費	借家(戸建)住宅	6,000 円		
		アパート	4,000 円		
	特殊事情の有る 家庭の減免処置	<p>下記に該当する家庭は、上記区費金額の半額に減免できるものとする。</p> <p>1. 対象となる家庭は、世帯主が父子・母子家庭、身体障害者、65歳以上の一人暮らしの家庭のほか、区議員会で認められた家庭とする。</p> <p>2. 減免対象家庭となるには、区へ書面にて申告するものとする。</p>			
徴収時期	4月、7月、10月、1月の年4回とする。ただし、年度途中で新屋区民となった者については、新屋区民となった月の次の徴収時期分から納入するものとする。				
徴収方法	金融機関へ振込、 切落しの場合	金融機関名	口座名	口座番号	通帳
		あいち豊田農協三好支店	新屋 徴税部	147862	普通
		岡崎信用金庫三好支店	新屋 徴税部	090112	普通
		豊田信用金庫三好支店	新屋行政区	8974945	普通
	現金の場合	新屋児童館へ、区民各自が持参する。			
その他	上記以外の事項については、区長が区議員会に諮って決定する。				